



認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の38第1項の規定により、次の認可地縁団体が所有する下記不動産の所有権移転の登記に関する申請を相当と認め、同条第2項の規定により公告する。

平成29年6月28日

香取市長 宇井 成一



1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	篠原新田区
区 域	香取市篠原新田区域内
主たる事務所	香取市篠原口903番地8

2 申請不動産に関する事項（土地）

地 目	宅地
面 積	264.46㎡
所 在 地	香取市篠原口903番地3

所有権の登記名義人 篠原新田区 香取市篠原口903番地8  
 林三枝 香取市篠原口1891番地2  
 石原國三郎 香取市篠原口1558番地1

地 目	畑
面 積	760㎡
所 在 地	香取市篠原口903番地4

所有権の登記名義人 林太右エ門 香取市篠原口482番地・口481番地4合併  
 櫻井宝太郎 香取市篠原口586番地  
 林竹松 香取市篠原口577番地  
 石井長明 香取市篠原口561番地  
 石原林藏 香取市篠原口29番地  
 石原丈助 香取市篠原口1558番地1  
 林浅之助 香取市篠原口571番地

地目	畑
面積	535㎡
所在地	香取市篠原口3258番地

所有権の登記名義人 林太右エ門 香取市篠原口482番地・口481番地1合併  
 櫻井宝太郎 香取市篠原口586番地  
 林竹松 香取市篠原口577番地  
 石井長明 香取市篠原口561番地  
 石原林藏 香取市篠原口29番地  
 石原丈助 香取市篠原口494番地  
 林浅之助 香取市篠原口571番地

### 3 申請事項に関し異議申出ができる者

当該申請不動産の所有権の登記名義人若しくはその相続人又は当該申請不動産の所有権を有することを疎明する者

### 4 異議申出の期間

平成29年6月28日から平成29年9月29日まで

### 5 異議申出の方法

「申請不動産の登記移転等に係る異議申出書」及び当該申請書に記載する不動産の関係書類を添付して香取市役所市民協働課に提出すること。

(異議申出書様式は、香取市ウェブサイトより様式ファイルをダウンロードしていただく方法と、香取市役所市民協働課窓口でお受け取りいただく方法があります。)